

# 交通安全テスト

(中学・高校生用)

正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

- ① 自転車を運転中、携帯電話（スマートフォン）にメールの着信があったので、そのままメール画面を確認した。

- ② 自転車で道路を走行中に、前を走っていた車が交差点の手前で停止したので、後方の安全を確かめて、止まっている車の右側から追い越して、車の前に出た。

- ③ 下の図の信号が、青色の灯火の場合、自転車は直進又は左折しか出来ない。



- ④ 信号機は、自分の進行方向の前方の信号機に従わなければならないが、横の信号が赤色になれば、前方の信号は必ず青色になっているので進行してもよい。

- ⑤ 自転車に乗っている時に、歩行者とぶつかったので、相手の人に「ケガをしませんか。」と問いかけると「大丈夫です。」と言ったので、そのまま立ち去った。

# 交通安全テスト 令和3年3月号

## 解答・解説 (中学・高校生用)

### ① 自転車を運転中、携帯電話（スマートフォン）にメールの着信があったので、そのままメール画面を確認した。【×】

A：携帯電話（スマートフォン）に表示されたメールの等の画像を見ながらや、携帯電話を手に持って通話しながら自転車を運転してはいけません。

- 道路交通法第71条（運転者の遵守事項（抜粋））  
車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
  - 6 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項
- 大阪府道路交通規則第13条（運転者の遵守事項（抜粋））  
法第71条第6号の規定により車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。
  - 3 携帯電話用装置を手で保持して通話し、又は画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視しながら自転車を運転しないこと。
- 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））  
自転車に乗る場合は、危険な走り方を避けるとともに、側方や後方の車の動きにも十分注意しましょう。
  - (11) スマートフォンなどの携帯電話の通話や操作をしたり、傘を差したり、物を担いだりすることによる片手での運転や、ヘッドホンの使用などによる周囲の音が十分聞こえないような状態での運転は、不安定になったり、周囲の交通の状況に対する注意が不十分になるのでやめましょう。

#### <指導のポイント>

携帯電話（スマートフォン）を使用しながらの片手運転は安定を失う恐れがあり、また、ゲームやメール等の画像を見ながらの脇見運転は非常に危険ですので、絶対にやめましょう。

### ② 自転車で道路を走行中、前を走っていた車が交差点の手前で停止したので、後方の安全を確かめて、止まっている車の右側から追い越して、車の前へ出た。【×】

A：止まっている車の前に割り込んだり、車の間を縫って前へ出たりしてはいけません。

- 道路交通法第32条（割り込み等の禁止）  
車両は、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため、停止し、若しくは停止しようとして徐行している車両等又はこれらに続いて停止し、若しくは徐行している車両等に追いついたときは、その前方にある車両等の側方を通過して当該車両等の前方に割り込み、又はその前方を横切ってはならない。
- 交通の方法に関する教則第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））
  - (4) 交差点や踏切の手前などで、停止している車やゆっくり進んでいる車があるときは、その前に割り込んだり、これらの車の間を縫って前へ出たりしてはいけません。

#### <指導のポイント>

前の車の右側、左側に関係なく、信号待ち等をしている車の前に割り込んだり、車の間を縫って前へ出たりしてはいけません。

③ 下の図の信号が、青色の灯火の場合、自転車は直進又は左折しか出来ない。【○】

A：自転車は、直進又は左折することが出来る。

● 道路交通法施行令第2条第4項

公安委員会が、人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する青色の灯火の点滅又は人の形の記号を有する赤色の灯火の信号を表示する信号機について、当該信号機の信号が歩行者及び自転車に対して意味を表示するものである旨を内閣府令（道路交通法施行規則第3条の2（信号の表示））で定めるところにより表示した場合における当該信号の意味は、次の表の上欄に掲げる信号の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

人の形の記号を有する赤色の灯火	人の形の記号を有する青色の灯火の点滅	人の形の記号を有する青色の灯火
1 省略	1 省略	1 省略
2 自転車は、道路の横断を始め、又は停止位置を越えて進行してはならないこと。	2 自転車は、道路の横断を始めてはならず、また、当該信号が表示された時において停止位置に近接しているため安全に停止することができない場合を除き、停止位置を越えて進行してはならないこと。	2 自転車は、 <u>直進をし、又は左折することができる</u> こと。
3 省略		
4 省略		

※ 道路交通法第7条（信号機の信号等に従う義務（抜粋））

道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。

※ 交通の方法に関する教則 第1章第2節1（信号の意味（抜粋））

(3) 人の形の記号のある信号は、歩行者と横断歩道を進行する普通自転車に対するものですが、その他の自転車もその信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている場合は、その信号機の信号に従わなければなりません。

※ 交通の方法に関する教則第3章第2節3（交差点の通り方（抜粋））

(1) 信号が青になってから横断しましょう。

なお、「歩行者・自転車専用」と表示されている歩行者用信号機がある場合や横断歩道を進行する場合は、歩行者用信号機の信号に従わなければなりません。

<指導のポイント>

問題の信号では、自転車は直進し、左折することができるという意味ですので、右折するときは交差点の向こう側まで直進し、その地点で向きを変え、次に進むべき方向の信号が青になるのを待ちます。

また、信号は「進め」ではなく、「進むことができる」という意味ですので青信号に変わってもすぐに進むことなく、周囲の安全確認をしっかりとしてから進みましょう。

④ 信号機は、自分の進行方向の前方の信号機に従わなければならないが、横の信号が赤色になれば、前方の信号は必ず青色になっているので進行してもよい。【×】

A：横の信号が赤色であっても、前方の信号が青色になっているとは限りません。

● 交通の方法に関する教則 第1章第2節1（信号の意味（抜粋））

- (2) 信号機の信号は、前方の信号を見るようにしましょう。横の信号が赤であっても、前方の信号が青であるとは限りません。例えば、全方向が一時的に赤になる信号や、時差式信号機のように特定方向の信号が赤に変わる時間をずらせているものもあります。

<指導のポイント>

交差点にある信号機のほとんどでは、一時的に全部の信号が赤色になるタイミングがあります。

また、時差式信号機等もありますので、横の信号が赤であっても、進路前方の信号機を確認し、安全を確かめましょう。

⑤ 自転車に乗っている時に、歩行者とぶつかったので、相手の人に「ケガをしておませんか。」と問いかけると「大丈夫です。」と言ったので、そのまま立ち去った。【×】

A：交通事故があった時は、相手が事故現場から立ち去ったとしても、警察に事故の届出をしなければなりません。

● 道路交通法第72条第1項（交通事故の場合の措置（抜粋））

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及び損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

【罰則】

- ・ 救護（緊急）措置義務違反（死傷事故の場合）  
1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
- ・ 報告義務違反  
3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金

<指導のポイント>

自転車も車両の仲間ですので、警察への届出義務があります。そのまま立ち去ると道路交通法違反（救護措置義務違反、報告義務違反）に問われる場合があります。

交通事故を起こした場合は、相手が事故現場から立ち去ったとしても、自分で110番通報するか、周りの人に110番通報を依頼する等して、必ず警察に届出をしなければなりません。